

市町村間の連携及び県と市町村との連携について

資料 3

【論点】

市町村数が多く小規模町村が多い本県の特徴と、市町村間の連携及び県と市町村との連携を踏まえ、県の市町村支援の役割を具体的に検討する必要があるのではないか。

- (現在の取組) ・市町村間の連携：県下10の広域連合、連携中枢都市圏&定住自立圏などの動きなど
 ・県と市町村の連携：市町村と県の事務の共同化（例：長野県地方税滞納整理機構）

共同化の手法	法的根拠	内 容	実施可能業務(事例)	メリット	問題点
連携協約	地方自治法第252条の2	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体は、他の地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めることができる。関係地方公共団体が議会の議決を経て、協約を締結することが必要。 都道府県が締結したものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に届出が必要。 	連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 別組織を作らず、より簡便に、安定的に連携することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 連携協約を締結した地方公共団体が役割を果たすために、事務委託や事務の代替執行等の手続きが別途必要
協議会	地方自治法第252条の2の2	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体は、事務の一部を共同して処理するため協議会を設けることができる。地方公共団体が協議により規約を定め、議会の議決を得ることが必要。 ①事務を共同して管理執行するための「管理執行協議会」 ②関係普通地方公共団体間の連絡調整のための「連絡調整協議会」 ③広域にわたる総合的な計画を共同で作成するための「計画作成協議会」の3種類がある。 都道府県加入のものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に届出が必要。 	地域振興、観光振興、環境保全 <事例> 水道水質検査協議会、広域行政推進協議会、ごみ処理協議会、就学相談事務協議会	<ul style="list-style-type: none"> 各地方公共団体の自主性を保持しつつ、行政の広域化の要請に応えることが可能。 情報共有等地方公共団体の運営の効率化が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人格を持たず、いわば関係団体の共同の執務組織であり、協議会固有の財産、職員は持たない。 許認可等法令上の権限行使はできない。

共同化の手法	法的根拠	内 容	実施可能業務(事例)	メリット	問題点
機関等の共同設置	地方自治法第252条の7	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、普通地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を共同設置することができる。 ・関係団体が議会の議決を経てする協議により規約を定めることが必要。 ・都道府県加入のものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に届出が必要。 ・共同設置された機関は、各地方公共団体の機関としての性格を有し、その行為はそれぞれの団体に帰属する。 	議会事務局、公平委員会、保健所、長の内部組織、監査委員 <事例> 公平委員会、児童生徒就学指導委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の運営の効率化が図られる。 ・委員会の委員に広く人材を得ることに資する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同して機関等を設置する仕組みであるため、責任の所在が不明確である。 ・構成団体各自の事務処理ルールに合わせた処理を行う必要があるため、処理が煩雑になってしまう。
事務の委託	地方自治法第252条の14	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、事務の一部を他の地方公共団体に委託して、その長又は同種の委員会若しくは委員にこれを管理執行させることができる。受託した地方公共団体は受託事務の範囲において自己の事務として処理する権限を有し、委託した地方公共団体は委託した事務の範囲においてその権限を失う。 ・関係団体が議会の議決を経てする協議により、規約を定めて行う。 ・都道府県加入のものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に届出が必要。 	<事例> 公共下水道施設の建設及び運転管理、心身障害児就学指導委員会事務、基幹水利施設管理、小中学校における結核対策、デイサービスセンターの運営、消防、救急、水防、観光、介護保険、小・中学校、し尿処理	<ul style="list-style-type: none"> ・委託された事務の処理が受託団体に一元化される。 ・小規模町村等の負担の軽減が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託した地方公共団体は委託した事務の範囲においてその権限を失う。 ・委託した団体の意見が委託事務の処理に反映されにくい。
事務の代替執行	地方自治法第252条の16の2	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、事務の一部を他の地方公共団体の求めに応じて、他の地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員の名において管理執行ができる。 ・関係団体が議会の議決を経てする協議により、規約を定めて行う。 ・都道府県加入のものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に届出が必要。 	道路等インフラの維持管理、要介護認定事務、物品購入、子育て支援等の給付事務	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の処理が一元化される ・小規模町村等の負担の軽減が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務を代替執行する地方公共団体は、他の団体名で事務を執行するため、他団体の基準で事務を執行する必要がある

共同化の手法	法的根拠	内 容	実施可能業務(事例)	メリット	問題点
地方公共団体の組合	地方自治法第284条	・地方公共団体はその事務を共同で処理するために組合を設けることができる。		・広域行政需要に対応するための弾力的、機動的な制度。 ・構成する団体間の二重行政の解消が図られる。	・市町村毎での実施と比較すると、細やかな行政サービスの点で劣る。
一部事務組合	地方自治法第286条	・地方公共団体は事務の一部を共同処理するため、協議により規約を定め、都道府県加入のものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て一部事務組合を設けることができる。	病院の設置・運営、社会福祉施設の設置・運営、ごみ処理、火葬場、上・下水道	・団体間の事務の重複を解消できる。	・基本的に同一の事務を持ち寄っての共同処理しかできない。
広域連合	地方自治法第291条の2	・地方公共団体は、広域にわたり処理することが適当な事務に関し、協議により規約を定め、都道府県加入のものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て広域連合を設けることができる。 ・広域連合の権能は、①広域計画の作成 ②広域計画の実施のための連絡調整 ③事務の一部の広域にわたる総合的かつ計画的な処理 ④国の行政機関の長又は都道府県の執行機関の権限に属する事務のうち、広域連合が処理することとされた事務の処理 である。	広域計画の策定、消防、地域情報化、介護保険、観光振興、公共施設の設置・運営、ごみ処理、火葬場、公平委員会、	・広域計画の作成等を通じ、広域的な行政目的の達成が可能な仕組み ・国や県からの権限移譲の受け皿となる権能を有する。 ・長と議員は直接又は間接の選挙により選出される。 ・広域連合への直接請求ができる。	・実施する事務については構成する市町村長の合意を前提として運営されているため、合意の形成に時間を要する。政策判断を伴う案件については合意形成が困難 ・財源の負担割合を決めるのが難しい。
連携中枢都市圏構想	連携中枢都市圏構想推進要綱	・相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する。(※連携中枢都市：指定都市及び中核市、昼夜間人口比率1以上)※要件は今年度検討し確定 ・連携中枢都市と連携市町村が各議会の議決を経て1対1で連携協約を締結し、施策(事業)を連携実施する。	・産学金官の共同研究・新製品開発支援等の「経済成長のけん引」 ・高度医療の提供体制の充実、高等教育環境整備等の「高次の都市機能の集積・強化」 ・医療、福祉、地域公共交通等の「生活関連機能サービス」	・共通の目的を有する市町村が連携協約により、施策(事務)を進められる。 ・連携中枢都市圏を形成することにより、普通・特別交付税、地方債などにおいて財政支援が受けられる。	・連携中枢都市の職員は、連携する施策において周辺市町村への目配りが必要となる。
定住自立圏構想	定住自立圏推進構想要綱	・「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の環境、歴史、文化などそれぞれの魅力を活用して、相互に役割分担し、定住の受皿を形成する。(※中心市：人口5万人程度以上(少なくとも4万人超)、昼夜間人口比率1以上) ・中心市と近隣市町村が、各議会の議決を経て1対1で協定を結び、施策(事業)を連携実施する。	・医療、福祉、地域公共交通、人材育成等、様々な政策	・共通の目的を有する市町村が協定により、施策(事務)を進められる。 ・定住自立圏を形成することにより、特別交付税、地方債などにおいて財政支援が受けられる。	・中心市職員は、連携する施策において周辺市町村への目配りが必要となる。

共同化の手法	法的根拠	内 容	実施可能業務(事例)	メリット	問題点
事務所の共用		・異なる地方公共団体が事務所を共用し、それぞれの団体の事務をそれぞれの職員が行う。	農作物の栽培技術指導	・関係団体の職員が同居することにより、情報の共有、業務手法の統一化など二重行政解消の効果は大きい。	・権限行使、責任の所在は各自治体 ・住民にとって、窓口が遠距離になる場合がある。
事務の共同化		・異なる地方公共団体が事務所を共用し、それぞれの団体の事務を共同で実施する。	新卒者対象の就職イベント、企業誘致PRイベント開催、消費生活相談、観光PRイベント開催、労働相談、地方税の賦課・徴収	・事務を共同で実施することにより、情報の共有、業務手法の統一化など二重行政解消の効果は大きい。	・責任の所在が不明確になる。 ・許認可等法令上の権限行使は不適 ・住民にとって、窓口が遠距離になる場合がある。
ネットワーク化・情報共有・事例の共用		・地方公共団体間をネットワーク化し、情報や事例を共有する。	外来植物撲滅対策、新卒者対象の就職イベント、企業誘致PRイベント開催、松くい虫対策、消費生活相談、観光PRイベント開催、労働相談、有害鳥獣対策	・情報共有など二重行政解消の効果はある。 ・住民の窓口は従来どおり。	・事務所数、職員数の削減にはつながらない。
事務処理マニュアルの共用		・地方公共団体間で事務処理マニュアルを共用する。	上下水道料金の徴収	・業務手法が統一され、団体間の協力はし易い。 ・住民の窓口は従来どおり。	・事務所数、職員数の削減にはつながらない。

長野県内の広域連合

事務名 広域連合名	ふるさと 市町村 圏基金 事業	調査 研究 機能	介護 認定 審査 会	障害 支援 認定 審査 会	職員 研修 ・ 人事 交流	広域 ごみ 処理 計画	消防 に関する 事務 (消防 団等 を除く)	知事 権限 譲 渡 に 関 する 特 務	入 判 委 員 会	病 院 群 制 運 営 費 補 助 事 業	特 別 養 老 人 ホ ー ム 等	ご み 処 理 施 設	広 域 幹 線 道 路 網 構 想	斎 場	広 域 観 光 振 興	地 域 情 報 化	し 尿 処 理 施 設	そ の 他
佐久広域連合		○	○	○	○		○	○		○	○			○	○			・血液保管所の設置管理 ・と畜場施設の設置管理 等
上田地域広域連合	○	○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	・土地利用計画の調整 ・図書館情報ネットワークの整備運営 等
諏訪広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○							・救護施設の管理運営 ・関係市町村の電算処理の調整 等
上伊那広域連合	○	○	○	○			○	○	○	○		○	○		○	○		・業務システムの共同利用のための電 算機の設置 等
南信州広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○				○	・地方拠点都市地域の振興整備 ・障害者支援施設の設置管理 等
木曾広域連合	○	○	○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	・景観基本構想の推進 ・休日及び夜間の一次救急医療 等
松本広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○										・旧伝染病舎跡地の管理
北アルプス広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		・大北福祉会館等の設置運営 ・在宅当番医制補助事業 等
長野広域連合	○	○	○	○	○				○		○	○						・デイサービスセンターの管理運営
北信広域連合	○	○	○	○	○	○			○	○	○							・公平委員会
計	9	10	10	10	7	6	8	8	6	6	6	5	4	4	5	4	3	

長野県後期高齢者 医療広域連合	後期高齢者医療制度事務 (構成団体:県下全市町村)
長野県地方税 滞納整理機構	構成団体から移管された事案の滞納処分等 (構成団体:県下全市町村及び県)